非製造業を中心とした生産性向上促進のための施策

みんなの党
2014年7月18日

企業の生産性向上は、競争力強化により収益力を向上させ、結果的に雇用の拡大、賃金上昇を図ることとなる。団塊の世代の大量退職が始まった2012年度以降、生産年齢人口の減少により、労働の需給環境がこれまでの労働力過剰の時代から労働力不足と今後大きく変化していくことを一つの契機として前向きにとらえ、これまでの中小企業を雇用先として維持することを念頭に置いた施策から、産業構造転換を促し生産性を向上することにより、生産性と相関関係の高い賃金水準の上昇を図る施策への方針転換を行っていくことが求められている。

とりわけ、国内総生産および雇用の７割近くを占める非製造業の生産性向上は日本経済の成長に不可欠な要素であるとの認識の下、農業・医療・福祉といった分野における岩盤規制の撤廃をはじめとする規制改革に加え、生産性向上の観点から新陳代謝を促し、産業構造転換を実現すべく、以下を重点施策として実現に向け取組みを強化すべきである。

Ⅰ．労働市場における流動化の促進

１．雇用のミスマッチの解消

(1) ハローワークと民間人材サービス業の役割分担の見直し
求職者の個人情報はハローワークが一元管理し、民間人材サービス業がハローワークのデータベースを活用し、求人企業とのマッチングに努める。

２．働き方に影響を及ぼす「制度の壁」の排除

(1) 「103万円の壁」「130万円の壁」の廃止と収入に応じた社会保険料の負担
（過渡期における労使双方への低税率適用等の経過措置、出産・育児期間の減免措置の導入）

(2) 時間外勤務における法定割増率の見直し（残業は現状維持、前業は引上げ）

Ⅱ．企業の新陳代謝の促進

（ゾンビ企業延命型から退出促進型の中小企業政策への転換）

１．企業の退出の促進（「代謝」の促進）

(1) ブラック企業の排除
① 労働監督・安全監督の強化（監督官の増員、企業規模の小さな企業への立入調査）
② 最低賃金の徹底（違反に対する処罰化）
③ 求人情報の厳格化（虚偽記載に対する処罰化）
④ 厚生年金保険料支払いの徹底（マイナンバー・法人番号の活用と歳入庁設置）
⑤ 解雇４要件の見直し（会社都合による整理解雇の際の金銭支給の義務化）

(2) ゾンビ企業の撤退促進・支援
① 新陳代謝型への「金融検査マニュアル」の改訂
② 租税特別措置の抜本的な見直し（適用法人数実績の少ないものから速やかに）
③ 外形標準課税税制の中小企業への適用拡大の検討

(3) 転廃業における経営者負担への支援
① 早期再生・再編促進型への倒産法制等の見直し
・整理申立の義務化と私的整理要件の緩和

・公的融資における私的整理ガイドラインの民間金融機関並みの基準への適正化
② 転廃業時の個人保証の限定化
③ 転廃業・事業譲渡促進支援金の給付

2．企業の新規参入の促進（「新陳」の促進）
(1) 医療・介護・教育・農業等への株式会社の参入
(2) 優良企業への支援
① 労働環境優良企業（事業所）認定制度の導入とハローワークでの開示
・毎年、一定の基準に達する企業を公的機関で公表（申請ベース）
例：雇用契約書締結、就業規則策定、全労働者への雇用保険適用・労災・労働係争件数、ワークライフバランスへの取り組み等
② 所得拡大促進税制の適用対象の拡大
・従業員への雇用保険拡大適用時
・優良企業が地場産業の雇用を維持しつつチェーン化する場合　等
③ 企業統合（M&A）の支援
・地域密着型産業の集約化の際の「のれん代」の税務上償却を認める
④ 雇用調整助成金を転職人材を受け入れた企業に配布する制度に変更
(3) 起業に対する支援
① 税制適格ストックオプションの要件緩和
・創業者社長への適用化
・権利行使価額の年間上限額（1200 万円）の引きあげ
② 役員報酬が予定より増えた場合の損金算入
③ 起業時のローン残債への支援
・起業により年収が下がった場合、一定条件下で、住宅ローン・教育ローンの返済計画変更支援（労働保険特会剰余金の活用による国の財政支援）

Ⅲ．生産性向上のための支援策

1．ガバナンスの強化
(1) 複数独立社外取締役の導入の義務化（取引先が社外取締役になることは認めない）
(2) 持合い株式の議決権停止
2．環境の整備
(1) 自由償却税制の導入
(2) 法人税法における予定納税制度の廃止（or 予定納税の場合の金利相当分減免）
3．投資への支援
(1) 異業種展開への支援（例：保育＝介護＝特養等における連携等）
① 規制の緩和
② 一定期間の優遇税制
(2) 人的資本への投資の支援
① 優れたビジネスプランを持つ外国人に対する「スタートアップビザ」型在留資格の創設
② 非正規雇用社員に社会保険を拡大適用する場合、経営基盤が弱い企業に対して事業者負担分の社会保険料の一定期間の免除

以　上